

議案第74号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に鑑み、介護保険事業の健全な運営を図るため、保険料率の改定及び保険料率段階の区分の変更を行う等の必要があるによる。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「28,955円」を「31,165円」に改め、同条第2号中「28,955円」を「45,016円」に改め、同条第3号中「48,258円」を「51,942円」に改め、同条第4号中「64,344円」を「62,330円」に改め、同条第12号中「160,860円」を「173,140円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「154,426円」を「166,214円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「141,557円」を「152,363円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「128,688円」を「138,512円」に改め、同号イ中「第11号イ」を「第12号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「115,819円」を「124,661円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「102,950円」を「110,810円」に改め、同号イ中「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「83,647円」を「90,033円」に改め、同号イ中「第8号イ」を削り、「又は第11号イ」を「第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「70,778円」を「76,182円」に改め、同号イ中「第7号イ」を削り、「又は第11号イ」を「第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69,256円

第11条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ」を「第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第9条第5号イ、第6号イ」を「第9条第6号イ」に、「若しくは第11号イ」を「第11号イ若しくは第12号イ」に、「第4号まで」を「第5号まで」に、「第9条第5号から第11号まで」を「第9条第6号から第12号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第10条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制の整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例第9条及び第11条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。